

木造住宅耐震改修のご案内

耐震診断と耐震補強工事への補助制度があります。



2023年4月から
補助対象が拡充されたぞよ。
詳しくは相談窓口までご確認を。

耐震診断（一般診断）

補助金利用の条件

・昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅※であり、①～③のいずれかに該当するもの

※ 在来軸組構法または枠組壁構法に限る

- ① 所有かつ居住していること
- ② 所有かつ所有者の配偶者または一親等の親族が居住していること
- ③ 所有していること

- ・一戸建ての住宅、長屋（住戸数2戸まで）または兼用住宅（住宅部分1/2以上）
- ・市に登録された耐震診断士が行う耐震診断
- ・市税の滞納がないこと など

補助金額

- ・耐震診断費用（一律） 9万9千円+消費税
 - ・市からの補助金額（※） **7万3千円**
-
- 自己負担額 2万6千円+9万9千円の消費税

※世帯全員が「65歳以上の高齢者」かつ「市民税非課税」の場合は9万9千円補助（自己負担額は消費税のみ）

耐震診断で分ることは？

- ・お住まいの木造住宅の地震に対する安全性
- ・耐震補強の提案及び補強工事の概算の費用

耐震補強工事

補助金利用の条件

- ・「耐震診断（一般診断）の補助利用の条件」にある①又は②のいずれかに該当するもの
- ・市の補助金を利用して耐震診断をおこない「評点が1.0未満」（倒壊する可能性がある）と診断された木造住宅を、『評点が1.0以上』（倒壊の恐れが少ない）とする耐震補強工事を行うこと
- ・一戸建て住宅又は兼用住宅であること
- ・市に登録された耐震診断士が、「耐震補強設計」および「工事監理」を行うこと など

補助金額

- ・補強工事費用の1/2 （上限50万円）
- ・65歳以上の高齢者世帯等 20万円（割増制度）

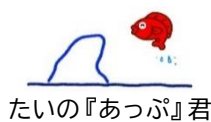
最大補助金額 70万円

「耐震診断」及び「耐震補強工事」は、事前に補助金申請が必要です。診断及び補強工事に係る消費税は申請者負担となります。

耐震補強以外でお考えの場合、木造住宅除去補助事業や耐震シェルター等設置事業も実施していますので相談窓口までご相談ください。

相談窓口

茅ヶ崎市 都市部 建築指導課 建築安全担当



TEL 0467-81-7185（直通）

FAX 0467-57-8377

e-mail kenshidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

※詳細は相談窓口までご来庁されるか、電話でお問合せ下さい。
インターネットをご利用の場合茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

茅ヶ崎市 木造住宅耐震

検索

木造住宅耐震診断の流れ

耐震診断のご検討

無料耐震診断
(建築なんでも相談)もあるよ!
「家屋の状態を知る」
ことが大切!!



補助金の利用条件を確認してください。
詳しくは、市役所建築指導課までお問い合わせください。

耐震診断の実施

補助金交付申請書の提出

期間：2週間程度

決定通知書の受理（郵送）

《お持ちいただくもの》

- ① 『補助金交付申請書』
 - ② 『確認通知書』又は『登記事項証明書』など建築年月日がわかる公的書類
 - ③ 印鑑または本人確認書類
 - ④ 『木造住宅耐震診断事業同意書*』
- *「申請者」と「所有者」が同一の場合は必要ありません

市に登録の耐震診断士に診断業務を依頼してください。

耐震診断士による調査及び耐震診断

耐震診断士からの耐震診断結果の報告

※耐震診断結果および補強計画案と補強費用の目安が報告されます。

耐震診断士へ耐震診断費用9万9千円+消費税を支払う

実績報告書の提出

※実績報告書提出後1か月程度で、補助金が指定口座に振り込まれます。



耐震補強工事のご検討

耐震診断結果を
見て補強を検討しよう!
耐震補強の補助金も
あるぞよ。



※増築をしている住宅や、特殊な工法による住宅によっては、補助金の対象とならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。